

鳥類追払い機器貸出要項

1 目的

この要項は、鳥類による被害を防止するため、本市が所有する鳥類追払い機器（以下「機器」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

2 貸出対象者

機器の貸出対象者は、市内に住所を有する個人又は団体又は法人、町内会、その他市長が適切と認める者とする。

3 貸出・返却場所

長岡市 環境部 環境政策課

住所：長岡市寿3丁目6番1号 環境衛生センター2階

電話：0258-24-0528

4 貸出機器

貸出機器は、別表のとおりとする。

5 貸出期間

貸出期間は、貸出日・返却日を含めて14日以内とする。

6 貸出及び返却の方法

- (1) 機器を使用する者は、貸出窓口に電話等で貸出状況を確認のうえ予約し、借用日の5日前までに、電子申請（※）を行うか、鳥類追払い機器借用申請書（様式）を提出するものとする。

※<https://logoform.jp/form/P5EF/518755> 又は右記QRコード



- (2) 前項による申請が適切と認められるときは、本市の事業に支障のない範囲内で、申請者に対して機器を貸出すものとする。
- (3) 貸出申請書を提出した者（以下「申請者」という。）は、機器を貸出窓口で直接受け取り、貸出窓口へ直接返却するものとする。

7 使用場所

機器の使用は、本市の区域内で、申請者が所有又は管理する場所で行うものとする。

8 貸出料金

貸出料金は、無料とする。

9 損害賠償

貸出中に紛失または破損した場合は、速やかにその旨を本市に連絡することとし、その損害は申請者が負担する。

10 禁止事項等

- (1) 鳥類被害対策以外の用途に使用すること。
- (2) 営利目的の活動を行うこと。
- (3) 機器を第三者に転貸すること。

11 事故の免責

機器の使用に起因する苦情、被害、事故等については、申請者の責めに帰するものとし、本市は一切その責めを負わないものとする。

12 補則

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和6年5月2日から施行する。

別表

鳥類追払い用貸出機器

No.	機器名	規格等	備考
1	ムクドリ撃退CD	—	再生機器は使用者が用意
2	ハンドメガホン	サンワサプライ MM-SPAMP13	音声データ入りUSBメモリ付属 充電器付属
3	拍子木	長さ 30 cm×幅 3.8 cm×高 さ 3.8 cm 角材 2 本 1 組	
4	レーザーポインター	緑色レーザー 到達距離 200m	乾電池（単 4×2 本）付属